

山口市定額減税補足給付金支給等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「山口市定額減税補足給付金支給等業務」の受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) プロポーザルの名称

山口市定額減税補足給付金支給等業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

資料「山口市定額減税補足給付金支給等業務委託仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

85,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年5月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に区分58「業務委託（電気通信サービス）」のコード02「情報及びデータのオンライン処理」及び区分99「業務委託（その他）」のコード13「コールセンター（電話催告）業務」の営業種目で登録していること。
なお、既に参加資格者名簿に上記営業種目以外の営業種目で登録されている者は、令和6年6月4日までに本市（契約監理課）へ営業種目追加の変更（競争入札参加資格審査事項等変更届）を提出することで、本プロポーザルに参加できるものとする。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和6年5月27日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (5) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」若しくは「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。

- (6) 自治体において、特別定額給付金支給業務又は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金若しくは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務の契約を適正に履行した実績を有すること。

4 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式及び部数
- ア 参加意向申出書（様式第1号）1部
 - イ 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」若しくは「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していることが確認できる書類の写し等
 - ウ 3(6)に該当する自治体での履行実績一覧
- (2) 提出期限
- 令和6年5月27日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先
- 山口市総務部総務課（somu@city.yamaguchi.lg.jp）
- (4) 提出方法
- 電子メール（提出期限内必着）
- ※件名は「山口市定額減税補足給付金支給等業務 参加意向申出書」とすること。

5 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 質問の提出方法
- ア 提出書類
 - 質問書（様式第2号） - イ 提出方法
 - 電子メール（受付期限内必着） - ウ 受付期限
 - 令和6年5月23日（木）午後1時まで（必着）
 - ※件名は「山口市定額減税補足給付金支給等業務に関する質問」とすること。 - エ 提出先
 - 山口市総務部総務課（somu@city.yamaguchi.lg.jp）
- (2) 質問に対する回答方法
- 回答は、質問者名をふせて本市公式ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>）に掲載する。

ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、市公式ウェブサイトには回答せず、電話等により個別に回答する。

6 提案書等の提出

参加者は、「プロポーザル実施要領」、「仕様書」及び「評価基準」の内容を踏まえ、次の項目に沿って書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書提出文書（様式第3号）
- イ 提案書（任意様式） ※(2)の留意事項を参照のこと。
以下の業務の実施詳細、フロー等が分かる資料とすること。
 - ①コールセンター業務
 - ②システム運用業務（オンライン申請含む）
 - ③事務処理業務
- ウ 業務実施体制（任意様式）
- エ 見積書（任意様式） ※(3)の留意事項を参照のこと。
- オ 会社概要（任意様式） ※パンフレットで可

(2) 提案書作成の留意事項

- ア 具体的な内容を把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。
- イ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- ウ 提案書類一式を上記(1)ア～オの順番に並べてファイルに綴じ、インデックスを貼ること。
- エ 提案書は40ページ以内とすること。

(3) 見積書の留意事項

- ア 宛名は山口市長とすること。
- イ コールセンター業務、システム運用業務（オンライン申請含む）、事務処理業務の積算内訳が記載してあること。

(4) 提出方法

- 持参又は郵送（提出期限内必着）
※郵送の場合は、提出期限内必着で、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

(5) 提出期限

- 令和6年6月4日(火) 午後5時まで（必着）

(6) 提出先

- 山口市総務部総務課

(7) 提出部数

正本1部、副本6部

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市定額減税補足給付金支給等業務における受託候補者特定に係る評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を特定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、平均60点以上を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合において同数となった場合には、同数の提案者の中から多数決により選定する。

なお、提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められるときは、評価委員会において、提出された提案書による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする提案者をあらかじめ選定できるものとする。

(2) 評価基準

応募書類を審査するための評価基準は、別表に掲げる評価基本方針により採点した結果を合計する。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時 令和6年6月6日（木）（予定）

※ 日時及び会場の詳細については、別途提案者に通知する。

イ 開催場所

以下、①②のいずれかを予定している。

①山口市役所（山口市亀山町2番1号）

②ZOOMによるオンライン

ウ 発表時間 30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

エ 出席者 4名以内

オ その他

①モニターについては、本市において用意する。なお、モニターに接続するパソコン等は、提案者において用意すること。

②プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

③プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全事業者に通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知(7(1)の書面審査による選定結果を含む。)の内容に対する異議申立てには一切応じない。

8 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
- (2) 提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、提案者が「3 参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) 提案上限額を超えた見積書による提案があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約の締結

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積書を徴収の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

11 選定スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領の公表	令和6年5月20日(月)
参加意向申出書受付	令和6年5月20日(月)から 令和6年5月27日(月) 午後5時まで
質問の受付期間	令和6年5月20日(月)から 令和6年5月23日(木) 午後1時まで
質問に対する回答期限	令和6年5月24日(金)
提案書の受付期間	令和6年5月28日(火)から 令和6年6月4日(火) 午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年6月6日(木)（予定）
選定結果通知、契約締結	令和6年6月上旬

12 所管課（問い合わせ先）

山口市総務部総務課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2909

FAX 番号：083-934-2944

E - mail：somu@city.yamaguchi.lg.jp